

平成25年労第269号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの約36年間、アーク溶接及び研磨作業での粉じん業務に従事し、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分が管理4（PR2、F（++））との決定を受け、療養補償給付及び休業補償給付を受給していたが、平成〇年〇月〇日、直接死因「肺炎」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、要旨、被災者の直接死因は肺炎であるものの、肺炎に至った経緯、症状の悪化や死亡に至ったメカニズムを考えると、じん肺による著しい肺機能障害が主な原因となって死亡したものであり、被災者の発症したじん肺症と直接死因である肺炎との間に相当因果関係が認められるべきであると主張している。

(2) A医師は意見書において、「肺気腫及びじん肺症を認め、平成〇年〇月〇日には左肺炎を合併したことにより死因となったと考えられる。したがって直接死因「肺炎」は「じん肺症」との因果関係はみられない。」と述べている。また、B医師は鑑定書において、「じん肺症と死因となった肺炎発症時のX線所見の経過観察から、じん肺症としての進展、悪化は認められない。本症は、肺気腫と肺線維症を認める肺に、肺炎（誤嚥性）が合併した例である。本症は換気障害が強く、肺血管床が激減しており、低肺機能と抗菌薬の十分な治療反応がないまま肺炎が原因にて死亡したものと推察される。じん肺症の進展、悪化の呼吸不全によって死亡したものと考えられない。」として、両医師は「肺炎」と「じん肺症」との因果関係について否定的な意見を述べている。

また、当審査会において、被災者の胸部X線画像について子細に読影したところ、平成〇年〇月〇日の入院時、既に被災者の両肺野に器質性の変化（繊維化）を認めるが、同年〇月〇日の同画像においては、左下肺野を中心として、著しい肺炎の所見を呈していることが認められることから、被災者は、入院した後に誤嚥性肺炎を発症したものと推認できる。また、肺機能障害によって誤嚥性肺炎が発症したとも認められない。

したがって、当審査会としては、被災者について直接の死因である誤嚥性肺炎とじん肺との間に相当因果関係はないものと判断する。

(3) なお、請求代理人は他の判決例に係る主張を行うも、判決例は事案を異にし、本件結論を左右しないことを付言する。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。